

労働安全衛生法にもとづく「小型移動式クレーン運転技能講習」開催のご案内（その1）

労働安全衛生法第61条第1項により、つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの運転業務には、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者でなければ従事できないことになっています。

つきましては、その資格を取得していただくため、下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 受講資格

(1) 次の何れかの資格を有する者。

(2) 満18歳以上であること。

2. 日数・一部免除資格・受講料

コース (日数)	現在所有している資格（一部免除資格） 何れか1つで可	受講料	テキスト代 (税込)	合計 (税込)
20H コース (3日)	資格なし（全科目受講者）	31,000円	1,700円	32,700円
16H コース (3日)	・床上操作式クレーン運転技能講習修了 ・玉掛け技能講習修了	30,000円	1,700円	31,700円

3. 講習時間及び講習科目

	時間	講習時間	昼休み・休憩	科目
第1日目	8:30～8:40	10分		オリエンテーション
	8:40～11:50	3時間	休憩10分含 (昼休み50分)	移動式クレーンに関する知識
	12:40～15:50	3時間	休憩10分含	移動式クレーンに関する知識
	16:00～17:00	1時間		関係法令
第2日目	8:30～11:40	3時間	休憩10分含 (昼休み50分)	力学に関する知識（16Hコースは免除）
	12:30～15:40	3時間	休憩10分含	原動機・電気に関する知識
	15:45～16:45	1時間		学科修了試験
	16:50～17:50	1時間		実技 合図（16Hコースは免除）
第3日目	8:00～12:10	4時間	休憩10分含	実技
	13:00～15:00	2時間	(昼休み50分)	実技
	15:10～			実技修了試験

4. 講習日時及び会場・定員

(その2)

(学科) 令和3年11月16日(火)～17日(水) 定員32名(定員になり次第締切ります)

(実技) 令和3年11月18日(木)、令和3年11月19日(金)

(実技日程は受講番号 No.1～No.16までは1日目、No.17～は2日目になります)

遅刻は一切認められませんので、講習開始10分前までに受付を済ませて下さい。

(学科) ひたちなか商工会議所(茨城県ひたちなか市勝田中央14番8号)

(実技) ㈱安全衛生推進会茨城教育センター(茨城県水戸市東野町291-19)

カーナビにて検索できない場合がありますので、講習会場案内図を参照下さい。

5. 受講申込み方法

- ・受講料
- ・受講申込書(写真貼付・押印したもの)
- ・証明写真計2枚(うちは1枚申込書に貼付)〔証明写真〕サイズたて3.0cm×2.4cm裏面に氏名を記入したもの
- ・講習会当日
 - ・受講票
 - ・本人確認書類の写し(運転免許証・健康保険証・住民票・マイナンバーカード・住民基本台帳・パスポート・※外国籍の方は「特別永住者証明書」または「在留カード」の写しが必要です。

6. 注意事項

- ・日本語の講義及び学科、実技試験を行いますので、対応(理解、読み書き等)できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。写真は両面テープを推進します。

7. 修了証の交付

技能講習修了後、法令に定める修了試験を行い、合格者に対しては修了証を交付します。

8. 携行品

学科: 受講票、筆記用具(鉛筆・消しゴム)、昼食(希望者に当日斡旋)、テキスト(初日に配布)

(㈱安全衛生推進会茨城教育センターで交付したカードの修了証を取得されている方は、受付時に提出して下さい。1枚にまとめます。

実技: 昼食、実技のできる服装(作業服)、作業できる靴(運動靴等)

ヘルメット、軍手もしくは革手袋、雨具(雨天時)

9. 人材開発支援助成金

講習終了後2ヶ月以内に支給申請手続きを「茨城労働局職業対策課 建設分野の助成金担当」

(029-224-6219)まで行って下さい。

10. 申込み受付先

ひたちなか商工会議所(茨城県ひたちなか市勝田中央14番8号) 電話 029-273-1371

(注) 収納した受講費用は、理由のいかんにかかわらず返金いたしません。

整理の都合上、当日及び電話による受付はいたしません。